



質問

役員でない者が理事会へ出席することはできますか。

(相談概要)

ある管理組合において、大規模修繕に知見のある組合員を理事会に出席させる案が出されていますが、理事会に役員以外の者が出席することは可能でしょうか。

規約では「理事会は、理事をもって構成する」としており、役員以外の者の出席については、規定が置かれていないため、出席させることはできないと主張する理事がいます。

なお、総会に関しては「組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に出席することができる」旨の規定があります。



回答

理事会は、管理組合運営の中核となる機関であり、運営上、マンション管理に知見のある者の助言・支援を必要とする場面は当然に想定されます。

マンション標準管理規約第45条第1項では、総会に理事会が必要と認めた者の出席を認めており、理事会においても、総会の運営方式に準じ、理事会の判断で必要と認めた者の出席を認めてもよいと思われれます。

さらに、このことをより明確に定めておくことは、トラブルの防止にも繋がりますので、総会の出席資格を定めた上記条項にならひ、理事会の出席資格に、例えば「役員のほか、理事会が必要と認めた者は、理事会に出席することができる。」等の規定を定めておくことも考えられます。

なお、この場合でも、当該組合員は理事会に出席して意見を述べるにとどまり、理事会の議決には当然参加できません。

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。